６月議会　質問　　　２０２２年６月２８日　１０時　　宮川

日本共産党県議団の宮川えみ子です。一般質問を行います。

一、核兵器禁止条約についてです。

６月２３日、オーストリアのウィーンで開かれていた核兵器禁止条約第一回締約国会議は、「核兵器のない世界」の実現へ向けた「ウィーン宣言」と、条約の具体化へ向けた５０項目の「ウィーン行動計画」を採択し閉会しました。宣言はロシアの名指しを避けつつ、核兵器使用の脅威に恐怖を覚え、愕然としている、核兵器の使用や威嚇は国連憲章違反、核抑止論の誤りをこれまで以上に明らかにしたと指摘しました。

会議の中では、条約に参加していないドイツやノルウェーなどもオブザーバー参加して、建設的対話、議論を行いました。

ＩＣＡＮのベアトリス事務局長は、日本が参加しないことについて、核軍縮をめぐり対立する核保有国と非保有国をつなぐ「橋渡しの資格はない」、会議にきて議論に耳を傾けるべきと批判しました。

ただ一つの戦争被爆国である日本は、先頭に立ってその役割を果すべきです。

核兵器禁止条約を速やかに署名・批准するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、暮らし・営業を守る対策について

急激な物価高がくらしを直撃し、価格の転嫁ができない中小業者は破綻寸前です。

食料品だけで年内１万品目以上の値上げがあるとされていますが、岸田政権の対策は極めて不十分です。わが党の代表質問では、消費税減税や賃金引き上げ政策など基本的考え方を求めましたが、以下の点について質問します。

1. 住宅支援について

支出の中で大きな比重を占めるのが住宅費です。

この物価高と低賃金の中で、賃金が安い若者の結婚や子育て、年金暮らし、障がい者そして被災者等の安い家賃の住宅確保の要望は切実です。

住宅確保要配慮者の、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する、いわゆる住宅セーフティネット制度を急速に広げる必要があります。家賃補助は、県内ではいわき市が昨年８月から、郡山市は今年の７月から受付と言いますが、

住宅セーフティネット制度を活用した補助事業について、全ての市町村で実施できるよう支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

また、住まいは人権・福祉という観点に立って、セーフティネネット制度に限らない住宅費支援が必要です。

生活困窮世帯に対する新たな家賃補助制度の創設を国に求めるとともに、県での創設も検討すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

復興公営住宅家賃は、入居３年経過後、収入基準を超えると割増家賃が発生します。県は近傍家賃の設定が重いため、県独自に１M²当たり１３００円の最高限度額を決める軽減措置を行いました。このことは前進だと思います。しかし、それでも負担は高額になってしまいます。

復興公営住宅における収入超過者の家賃に対する軽減措置を拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ協力金、給付金のうち、一時的な収入については、公営住宅の家賃算定から控除することができるとの国の見解です。しかし、本県は控除しないと判断しています。

今、コロナ禍で県民の営業と暮らしは深刻です。これらの制度はすべて有効に活用し、県民の暮らしと営業を支えるべきです。

事業所得に区分される持続化給付金等について、県営住宅の家賃算定上の収入から除外すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２、事業復活支援金について

持続化給付金にかかわる詐欺事件が多発し、事業復活支援金の手続きが一層厳しくなり申請がさらに困難になってしまいました。そのため、あきらめざるを得ない人が多く、国も該当者は相当程度あると認めているにも関わらず、６月１７日で申請が終了しました。長引くコロナの影響は厳しく物価高もあり、小規模事業者の営業は深刻です。

事業復活支援金の再開や同様の支援制度の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３、生活保護について

生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活をおくる権利がある、という憲法２５条に基づいていますが、相次ぐ物価の引き上げで暮らしていけないという声です。このところ、保護基準が連続して引き下げられ、現在の基準は食べる事にも事欠く状況です。

国の基準引き下げは、熊本や大阪地裁、そして東京地裁でも違法とされました。

生活保護の基準は、就学援助など暮らしの多くの制度にも連動していますから、引き下げで小中学生のいる世帯などの支援にも影響してきました。

急激な物価高騰に対し、生活保護基準を引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

最近７５歳まで働いていた大工さんから相談を受けました。がんになって働けなくなった、貯蓄も底をついて、年金が６万５千円では、医療費も思うように払えないと言います。国民年金は４０年間満額払い続けて、６５歳の支給開始でも月６万５千円で、ここから介護保険料・国保税が差し引かれます。治療が手遅れになったら大変と、保護の申請を進めました。

また、派遣社員で持病持ちの方ですが、病状の悪化で仕事を休むことが多く、その間借金で賄い、ついに払いきれなくなって破産した方です。体調不良の時はためらわず生活保護の活用をするようアドバイスしました。

生活保護の申請は権利であることを県広報誌、ポスター等を通じて広く県民に周知し、申請に結び付けることが必要であると思いますが県の考えを尋ねます。

この二人は、病気が改善したら、また働くことを希望しています。

生活保護世帯が、自立に必要な自動車を保有することを認めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

三、避難者支援について

私ども県議団は５月から６月にかけて、避難自治体を訪問し首長らと懇談しました。町の復興にどう道筋をつけるか難しい舵取りの中、国の避難指示解除方針に対し、全域除染が基本であることや、医療・介護減免見直しは帰還が進まない中で、打ち切りには不安があると言います。

全町避難の双葉町は、今回の避難指示解除にあたって県内外１１か所で懇談会を行った、住宅・買い物・医療などの生活基盤、働く所等の要望があり、放射能除染は帰る人の所だけでなく生活圏全体が求められる、避難解除はスタートに過ぎない、このことを国がしっかり認識し責任をもって対応してもらいたいと言います。

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外は全域除染とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難地域の医療・介護費、特に介護保険料は全国でもトップクラスで減免措置がなくなれば払いきれない重い負担になってしまいます。

避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者１０世帯に対し、提訴により退去と家賃支払いを求める議案を今議会に提出しました。避難者一人一人に最後まで寄り添い、丁寧に話し合いを継続すべきではないでしょうか。

国家公務員宿舎に入居している避難指示区域外からの避難者に対し、提訴により明け渡し等を求めるべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、今年３月の福島県沖地震について

県内でも大震災、台風、昨年２月と今年３月の連続した福島県沖地震など、災害が増えています。そして、３月の福島県沖地震は浜通り北部等同じ地域に連続して発生し問題が山積しています。

相馬市に居住しているＡさんは、３回の大地震を受けたが、地震は今回が一番ひどい、近所でも自宅の復旧をあきらめ娘のところに行ってしまった、自宅を離れた人が何軒もあるといます。昨年借金して家を直し、また被害を受けた人は相次ぐ被害に落胆している、今回の地震は地盤沈下が激しく見えにくいところに被害が出ていると言います。

本年３月の福島県沖地震被害で、り災証明の申請に対し、発行が９割を超えたと言いますが、まだ申請が続いています。

１、被災住宅の調査が丁寧に行われ、り災証明書の発行が速やかに進むよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２、災害救助法に基づく応急修理の申請期限を延長するとともに、住宅被害に係る支援制度を被災者に周知すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、ヤングケアラー対策について

大人に代わって家族の世話や介護などを行う「ヤングケアラー」について、厚労省が４月、小学校６年生を対象にした初の調査結果を公表しました。回答した９７５７人のうち６、５％・１５人に一人が「家族の世話をしている」と答えました。

遅刻早退が多い、宿題ができていないなどが、ケアのない子の２倍になっていて、学業をあきらめたり、将来の進路を変えざるをえないこともあり、また、ひとり親世帯では経済的な困難も重なり一層支援が重要とのことです。

北海道では今年の４月から支援条例を作り取り組みを開始し、高崎市も今年度からヘルパーを無料派遣し子どもの負担軽減に取り組んでいます。

ヤングケアラーの実態調査と並行して、必要な対策を速やかに行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、農林水産業について

１、農業について

農林業センサスの２０２０年の結果は、歴史的に続いてきた農業の衰退の流れがさらに加速していることを浮き彫りにしました。センサスから見た県内の状況は、農業の中心的担い手である「基幹的農業従事者」は５年間で２０、７％減り、年齢構成は７５歳以上が３２％です。総耕地面積も５％減っています。

離農者の農地を引きうけ規模拡大する経営も、新規参入で農村への移住者も一定増えてはいますが、離農者の増加に追い付いていません。

水田の大規模化を進めてきた農家の方から、これ以上は引き受けられないという声がある一方、後継者がいない多く農業者はいつまで耕作を続けられるかわからないと言います。

２０２１年５月の国会で通った「みどりの食料システム戦略」法では、食料の自給率向上、大規模化や工業化一辺倒でなく、環境や人にやさしい持続可能な農業、大量生産・大量流通・大量消費でなく、地域循環型・地産地消を中心に食料システム全体を転換すること、大小多様な家族経営が成り立ち、若者が安心して就農でき農山村で希望をもって暮らせる土台を国の責任で整える事としています。

センサスで見るように、農業の衰退がここまで加速していることを受け、国は農業の大転換を自ら迫られていることを浮き彫りにしましたが、実際やっていることは、ミニマムアクセスはやめない、過剰米の政府買い上げでコメの価格の安定化もしない、それどころ米価安定の奨励金も減らすなどまったく逆方向です。

福島県の農業は、経営体で4位、農産物加工で６位、販売で３位と全国上位の農業県です。

全国上位の農業県である本県の、基幹従事者の減少、経営耕地面積の縮小を踏まえて、食料自給率の向上に本気で取り組むよう国に求めるとともに、県も取り組みを進めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

みどりの食料システム法は有機農業２５％の目標達成に向け進めるとしていますが本気の取り組みが求められます。

原発大震災前の福島県は、全国トップクラスの有機農業取り組み県でしたが、原子力災害後大きく落ち込み事業者数は４割減で、１０２人から６０人に落ち込みました。全国的には有機農業の取り組み面積は１０年前と比べると２割増加してますから、格差は拡大しています。

みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たり、農業関係団体、農業者及び住民が参加する仕組みが必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

有機農業の取り組みについて、国の補助事業を小規模農家も活用できるよう国に求めるとともに、県も長期的視点で支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

有機農業を指導する普及指導員を県内各地に配置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

アメリカが日本政府に桃の輸入禁止解除を正式に申請し、植物防疫に関する手続きが開始されたことが判明しました。二大有害病虫コドリンガをはじめ他の病害虫が日本に入ってくる危険性があります。

ももの生産量第２位の本県として、植物防疫上の観点から米国産ももの輸入解禁を認めないことを表明すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２、飼料の高騰対策について

配合飼料の原料であるとうもろこしは中国の需要が高まり、南米で干ばつがおき、燃油高によってバイオエタノールになるなどが価格に影響を与えています。

飼料価格は、２０年間で２．５倍になり、今回の価格高騰が拍車をかけています。国は配合飼料安定制度の基金積み増しで対応するとしていますが、基金での対応は激変緩和策のみであり不十分です。鳥取県は、６月定例会に前年比の値上がり分の三分の一を補助することを決めました。

飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家へ支援策を講じるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

飼料自給率を抜本的に向上させる取り組みを国に求めるとともに、県も取り組むべきと思いますが県の考えを尋ねます。

３、林業について

１９８０年に１４万６千人いた全国の林業労働者は２０１５年には４万５千人と三分の一以下に減ってしまいました。ロシアからの輸入停止等で合板価格が２倍以上になるなど緊急な問題もありますが、長期的・安定的に就労者を増やし、環境保全気候危機対策など、森林の持つ役割を発揮していかなければなりません。

林業アカデミーが始まりました。

林業後継者が長く就業を続けられるように、国も就労条件の改善を計画に位置付けましたが、

森林の維持管理を継続して行えるよう、林業従事者の給与や賃金の安定を、国に求めるとともに、県も支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

民間の建築物への県産材利用が促進されるよう、県は具体的にどのように取り組むのか尋ねます。

1. 漁業問題について

本格操業に踏み出したとたんに汚染水の海洋放出問題で、漁業者の皆さんは原発の後始末で汚染水を流されるから仕方がないでは済まされないと怒りを隠しきれません。

大震災前と比べて大きく減少した、漁獲量、漁獲高を順調に軌道に乗せる支援をどう進めるのかが問われます。

県は、沿岸漁業の現状を踏まえ、水揚量の拡大に向け、どのように支援していくのか尋ねます。

七、営農型太陽光発電について

今年の冬はハウス栽培等、原油の高騰対策支援がおこなわれました。農業での温暖化対策が求められますし、エネルギーの自給対策はどの分野においても重要な課題です。

営農型太陽光発電の導入を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上